

令和 年 月 日

保護者 殿

あきる野市立東中学校

## 感染症による出席停止について

年 組 氏名

学校保健安全法の規定により、「学校において予防すべき感染症」には出席停止の期間が定められています。この期間は学校内での感染拡大を防ぐため、罹患した生徒が登校できない期間です。（出席停止により休んだ期間は欠席扱いにはなりません。）インフルエンザ等の感染症（裏面参照）の可能性があつて欠席させる場合には、学校へ必ず連絡してください。また、診断の結果についても速やかに連絡をお願いします。

医師の指示等により、他へ感染させるおそれなくなり再登校させる際には、以下の「学校において予防すべき感染症による欠席及び再登校届」を保護者が記入し、担任へお渡しください。

..... き.....り .....と.....り.....せ.....ん.....

あきる野市立東中学校長殿

### 学校において予防すべき感染症による欠席及び再登校届

年 組 氏名

月 日 ( ) に下記のとおり診断されました。

病名 : \_\_\_\_\_

受診した医療機関名 : \_\_\_\_\_

このため、月 日 ( ) から 月 日 ( ) まで欠席させて  
いましたが、月 日 ( ) から登校させますので届け出ます。

令和 年 月 日

保護者名 \_\_\_\_\_ 印

## 学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

	感染症の種類	出席停止の期間
第一種感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種感染症	新型コロナウイルス感染症	発症後5日経過、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで(発症した日を0日とします) ※両方の条件を満たすことが必要です。
	インフルエンザ (鳥インフルエンザ(H5N1)を除く)	発症後5日経過、かつ解熱後2日を経過するまで(発症した日を0日とします) ※両方の条件を満たすことが必要です。
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が現れた後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状がなくなった後2日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	学校医又はその他の医師が感染のおそれがないと認めるまで
第三種感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎及びその他感染症	学校医又はその他の医師が感染のおそれがないと認めるまで
	<b>その他の感染症の例</b> 溶連菌感染症、A型肝炎、B型肝炎、手足口病、ヘルパンギーナ、伝染性紅斑、流行性嘔吐下痢症、)、マイコプラズマ感染症、肺炎球菌感染症、EBウイルス感染症 サイトメガロウイルス感染症、単純ヘルペス感染症、日本脳炎	出席停止となる可能性がある感染症

\*通常、出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例

アタマジラミ、水いぼ、伝染性膿痂疹(とびひ)